

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成27年12月4日（平成27年（行情）諮問第724号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第798号）

事件名：特定の国有林の所有権確認訴訟事件の対応に係る文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「林野庁から、国有林との主張が認められたとして教示された、特定村内国有林の所有権確認訴訟事件についての地裁から最高裁判所判決までの対応に係る全ての文書及び判決後の林野庁の対応に関する全ての文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成27年2月3日付け26林国業第93号起案文書（A1判1枚，A3判3枚，A4判文書61枚）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月15日付け27林国業第33号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた①事件番号，②判決言渡等の年月日，③位置図及び④係争地の国有林の住所のうち村名以下の表示の開示並びに開示の対象とされていない「判決後の林野庁の対応に関する全ての文書」の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

##### （1）異議申立書

開示を求めた文書の中で、関係資料として添付されている、特定地裁判決，特定高等裁判所A判決，最高裁判決については、既に結審しているものであり、個人を特定できる情報を除けば、それ以外の部分はこれを不開示とする理由はありません。

個人名を除けば、事件番号，判決言渡等の年月日から、個人を特定することは事実上不可能です。

また、位置図、係争地の記載は、国有地であることが認められているということならば、隠す必要は全くないと思われます。

また、「判決後の林野庁の対応に関する全ての文書」は、判決があり、国有地として認められたならば、当然のこととして行わなければならない事務処理に関する文書であり、速やかに全てを開示することを求めます。

## (2) 意見書 1

ア 諮問庁の理由説明書中「2 特定村内国有林の所有権確認訴訟事件について」（下記第3の2）に対する意見

国の訴訟提起の経過が記載されていますが、特定年月日 a の特定新聞には、特定営林局特定係長が「最高裁まで争ったが特定月日に国有林との判決が出ている」の発言が報道されています。

この件に関し開示請求を行ったところ、平成27年8月27日付け特定記号第117号で「事件があった場所が特定できない」として、不開示とされてしまいました。

このように、訴訟に関してすら、どれが本当なのかが分からない状態となっています。

なお、当該国有林は、特定年度策定の特定森林管理署特定国有林野施業実施計画図には、特定林班とし、林野庁自らが係争地として表示しています。

さらに、当方が林野庁の職員と過去に面談した際に、「最高裁で確定している」との説明があったため、その判決文を見せて欲しいと依頼したところ、「倉庫に保管してあるから今すぐには無理である」との回答を得たため、正式に開示請求を行った結果が今回の事件番号等が黒く塗られた一部不開示であります。

これらの経過を電話で説明したとしますが、「確定している」と言うだけで、事件番号も判決日も知らされない説明で、納得する者がいるのでしょうか。

では、何時、誰が、どのような資料を示して説明したのかの開示請求を行えば、口頭での説明のため、文書は存在しないとの答が返ってくることは明白です。

このような、自分勝手な議論ではなく、責任ある官庁ならば、関係の文書を全て示して、経過を説明すべきであると考えます。

イ 理由説明書の(3)原処分を維持する理由(下記第3の3(2))に対する意見

### (ア) 事件番号

林野庁に対し、国有林かどうかの確認を求めらる中で、その大きな理由として示してきたのが、特定事件番号(判決日特定年月日

b) です。

この判決文は、当初はオープンにするとしながら、その後、見せられないとの対応に変化してしまいました。

なお、当方で、最高裁判所図書館で、この事件番号、判決日で検索しましたが、該当するものではありませんでした。

当初は、事件番号、判決日を示しながら、林野庁に不利となると、それすらも開示しないという対応は、不誠実としか言いようがありません。

しかし、農林水産大臣あてに、林野庁への指導を求めた請願への回答の中では、「特定林班の土地は、最高裁判所判決（特定事件番号）により国の所有が確定している」と、係争地及び事件番号を明記してきています。

なお、先に記載したとおり、事件番号、判決日によって、最高裁判所図書館での判決文の検索は可能となっており、個人が特定されるとするならば、その部分を除き、開示とすべきものと考えます。

先に記載したとおり、林野庁の最高裁判決に対しては、事件番号、事実関係、判決の日時等に大きな疑問がある中で、開示された判決文が真実のものなのかさえも確認できない状態であります。

総務省への行政相談に対しても、その返答の中で、この最高裁判所の判決が行政相談として取り扱うことができない理由とされていますので、この判決が実際になされているのかどうかを明確にすることが必要となっています。

また、国が税金を使って訴訟を行い、その結果として、国有林として最高裁で認められたならば、積極的に開示し、林野庁の正当性を主張すべきは当然のことと考えます。

#### (イ) 位置図・係争地の国有林名

このことは、先に記載したとおり、特定年度策定の特定森林管理署特定国有林野施業実施計画図には、特定林班で係争地として林野庁自らが表示していますので、何等、隠すべきものではありません。

個人の記載があるならば、その部分のみを非開示とすべきと考えます。

#### (ウ) 判決後の林野庁の対応に関する全ての文書

最高裁の判決日が特定年月日bであるとするならば、それから、部分開示した特定年月日c「争訟事件の係属について」（回報）の起案まで、26年以上の隔たりがあります。

当方が知りたいのは、訴訟まで行った結果を、林野庁としてどのように受け止め、どのような事務処理を行ったかであります。

訴訟で認められたが、その後は何の事務処理も行っていないとい

うことはあり得ないことです。判決後の一連の事務処理の文書を、隠すことなく、全て開示することを求めます。

(3) 意見書2 (補充理由説明書に対する意見以外の内容は省略する。)

法5条1項は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定しています。

この国有林は、先に記載したとおり、諮問庁等が作成する「国有林野施業実施計画図」には、係争地として掲示されています。

諮問庁自らが、公に係争地と表示している場所を、訴訟記録で黒塗りにする対応は、矛盾でしかありません。

係争地の表示から、当然のこととして、この場所は「特定村」であり、「大字」は特定大字、「字」は特定字となり、番地は、国有林であることから付されていませんが、林班は特定番号となります。

では、これらの情報から、どうやって、上記第2の2(2)の特定村内国有林の所有権確認訴訟事件の被告にたどり着けるといえるのでしょうか。どのように高い調査の能力があっても、これは、全く不可能です。

なお、上記被告が主張している、特定地番の登記簿からも、上記被告は所有者で無いことから、個人名は特定できません。

全国では、このように「係争地」と表示されているものが他にもあると思われそうですが、その表示から、即、争っている相手が特定できるのでしょうか。

事件番号が分かれば、当然のこととして判例の照会は可能となりますが、実名は記載されていません。

では、位置図(「国有林野施業実施計画図」)、国有林の村名、大字、字から、争っている個人を特定できるのでしょうか、できるのは、諮問庁以外にはあり得ません。

自らが特定できるからといって、当方も可能とは、全く理論的根拠のない空論としか思えません。

どうすれば特定できるのか、その具体的方法を、しっかりと記載すべきと考えます。

しかし、仮に、それが可能であるならば、「国有林野施業実施計画図」の係争地表示によって、諮問庁自らが、全国的に個人情報、大量に流出させていることとなってしまいます。

「風が吹けば桶屋が儲かる」式のあり得ない理論で、開示を拒もうとする姿勢は、厳しく批判されるべきものと考えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

(1) 原処分において一部不開示とした理由

本件対象文書のうち、起案文書に記載された連絡先の内線（PHS）番号、及び起案文書の添付書類に記載されたホームページ上で公表されていない電話番号、内線番号及びファックス番号については、国の連絡事務に関する情報であって、連絡先等を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当するので不開示とした。

起案文書の案及び起案文書の添付資料に記載された個人名、事件番号、判決言渡等の年月日及び個人の住所については、法5条1号に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので不開示とした。

起案文書の添付資料に記載された法人の住所、法人名及び代表者の氏名については、法5条2号に規定された法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号イに該当するので不開示とした。

起案文書の添付資料に記載された調査事項の回答内容、請求原因事案等の認否における認否欄と被告主張欄、位置図、係争地の国有林の住所のうち村名以下の表示、調査事項及び留意事項の内容は、国の争訟に係る事務に関連する情報であって、公にすることにより、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当するので不開示とした。

(2) 特定村内国有林の所有権確認訴訟事件について

特定村内の特定の国有林については、明治時代以降、国有林として管理されてきたが、昭和35年以降に複数の者が当該国有林が民有地であると主張するようになった。

国は、特定年月 a に土地の所有権確認訴訟（以下「訴訟 I」という。）を特定地方裁判所に提起し、特定年月 b に特定地方裁判所が国の請求を認容する旨の判決を言い渡した。

その後、特定高等裁判所 A 及び最高裁判所において審理されたが、いずれも国の所有を認める判決が言い渡された。

異議申立人が、平成27年3月4日付けで林野庁長官宛てに送付した「国有地・国有林か否か確認を求める申出書」において、当該特定の国有林が民有地であると主張しているが、異議申立人に対しては林野庁担当者が電話等により当該特定の国有林は民有地ではなく国有林であることが判決により確定している旨説明してきているところである。

なお、当該特定の国有林の所有権に関し、異議申立人以外の者が判決の効力について訴訟提起し、現在も特定高等裁判所Bにおいて係争中である。

(3) 原処分を維持する理由

ア 異議申立人が開示を求める行政文書

異議申立人が開示を求める行政文書は次のとおり。

(ア) 開示された文書で不開示とされた①事件番号、②判決言渡等の年月日、③位置図、④係争地の国有林の住所のうち村名以下の表示の開示

(イ) 開示対象とされていない所有権確認訴訟（訴訟I）事件についての「判決後の林野庁の対応に関する全ての文書」の開示

イ 原処分を維持する理由

異議申立人が開示を求める行政文書は、上記アのとおりであるが、原処分で一部不開示とした部分のうち、これらの原処分を維持する理由を以下のとおり説明する。

(ア) 起案文書の案及び起案文書の添付資料に記載された事件番号は、各裁判所において事件ごとに付される番号であるが、原告が個人である場合、原告である個人が誰であるかを識別させることができるものであり、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

判決言渡等の年月日については、判決言渡年月日が分かれば訴訟記録を特定することができるものであり、開示した場合は、特定の個人が識別される可能性があるため、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

また、これらの訴訟記録に記載された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、事件番号及び判決言渡等年月日については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。したがって、事件番号及び判決言渡等年月日は不開示とした。

(イ) 起案文書の添付資料に記載された位置図及び係争地の国有林名の住所のうち村名以下の表示は、現在、裁判で係争中の事案に係る情報であり、仮にこのような情報を公にすると、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかとなることを避けるため、林野庁内部や所管法務局との検討・協議に支障を来したり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそ

れを否定できず，訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから，当該不開示部分は法5条6号口の不開示情報に該当するため不開示とした。

また，位置図については，個人の住所の記載があるため，法5条1号に規定された個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にされることが予定されている情報ではなく，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないので，不開示とする理由を追加する。

(ウ) 「判決後の林野庁の対応に関するすべての文書」については，部分開示した「平成27年2月3日付け26林国業第93号起案文書」のみが該当する行政文書の全てであり，これ以外には該当する行政文書はない。

(エ) 以上の理由から，本件開示請求に係る原処分について，行政文書の特定及び行政文書の一部を不開示としたことは妥当であり，原処分を維持することが適当である。

#### (4) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は，上記(3)の判断を左右するものではない。

#### 2 補充理由説明書

諮問書に係る理由説明書においては，法5条1号の情報に該当するため不開示とする部分を，事件番号，判決言渡等の年月日及び位置図の部分としていたところであるが，再検討したところ，係争地の国有林名の住所のうち村名以下の表示の部分についても，当該係争地に係る訴訟を提起した特定の個人を識別することができる部分に該当することから，当該部分を，同号の情報に該当するため不開示とする部分に追加することとする。

本件開示請求に係る行政文書である本件対象文書は，特定の個人が提起した訴訟に関する文書であり，当該文書に記載されている情報の全体が，一体として，法5条1号の情報に該当するが，当該情報のうち，事件番号，判決言渡等の年月日，位置図及び係争地の国有林名の住所のうち村名以下の表示の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため，法6条2項の規定に基づいて，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなしたものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年12月4日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月17日      | 審議            |

- ④ 平成28年1月12日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成29年3月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月2日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同月14日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、林野庁が訴訟対応のために作成した決裁文書である。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びロに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人は、更なる文書の特定及び不開示部分の一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、補充理由説明書により、本件対象文書は、特定の個人が提訴した訴訟に関する情報であり、本件対象文書の全体が法5条1号に規定された個人に関する情報に該当するとして、不開示情報に該当する理由を追加している。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び異議申立人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

異議申立人は、上記第2の2（2）イ（ウ）のとおり、林野庁が訴訟Ⅰの終結後に何の事務処理も行っていないということとはあり得ないとして、訴訟Ⅰの判決後の林野庁の対応に関する文書に該当する他の文書を特定し、開示することを求めている。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の外、訴訟Ⅰの判決を受けた事務処理に関する文書を保有しているかについて確認させたところ、当該文書については、訴訟Ⅰの最高裁判所判決があった年度の文書管理簿に相当する文書カードにより、これを作成していないことを確認したとのことである。

訴訟Ⅰの内容やその結果に照らすと、その終結後に何らかの事務作業を必要としたとまではいい難く、また、他に当該文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことから、本件対象文書の外に、訴訟Ⅰの判決後の林野庁の対応に関する文書に該当する行政文書はないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はない。

したがって、林野庁において、本件対象文書の外に、開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分は、本件対象文書中の①事件番号（以下「本件不開示

部分1」という。)、②判決言渡等の年月日(以下「本件不開示部分2」という。)、③特定村内国有林等の所在地を示した位置図(以下「本件不開示部分3」という。)及び④特定村内国有林等の所在地のうち村名以下の表示(以下「本件不開示部分4」という。)である。

(2) 諮問庁は、補充理由説明書において、本件対象文書の全体が法5条1号に該当する旨説明する。

そこで、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定年月aに国が提起し、国の勝訴により終結した特定村内国有林特定林班に係る訴訟Ⅰの被告の一人である特定個人が、当該特定林班の所有権等について国を被告として別途提起した訴訟(以下「訴訟Ⅱ」という。)について、林野庁が訴訟Ⅱへの対応に関して作成した決裁文書であり、これには上記特定個人(以下「訴訟Ⅱ原告」という。)の氏名が明記され、また、その資料として、①訴訟Ⅱにおける係争地である特定村内国有林特定林班等の位置を示した地図(位置図)、②訴訟Ⅰに係る特定地方裁判所、特定高等裁判所A及び最高裁判所の各判決書の写し並びに③訴訟Ⅱに関して訴訟Ⅱ原告が提出した訴状等の写しが添付されているものであると認められる。

したがって、本件対象文書については、訴訟Ⅱ原告の氏名等の記載とあいまって、本件不開示部分を含め、その全体が一体として法5条1号前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

(3) 次に、法5条1号ただし書イの公表慣行の有無について検討すると、訴訟Ⅰ及び訴訟Ⅱは民事訴訟であり、これら訴訟事件の記録は、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているが、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。したがって、本件不開示部分の情報について、訴訟記録の閲覧制度を前提に公表慣行があると認めることはできない。

したがって、本件不開示部分の情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

ア 本件不開示部分1について

本件不開示部分 1 は、訴訟Ⅰ及び訴訟Ⅱの事件番号であることが認められる。

訴訟Ⅰ及び訴訟Ⅱは民事訴訟であり、これら訴訟事件の記録は、事件番号を知ることにより、上記（3）の閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者である個人を特定できるのであるから、これら事件の事件番号は、個人識別部分にほかならず、法6条2項による部分開示の余地はない。

#### イ 本件不開示部分 2 ないし 4 について

本件開示請求の文言には「特定村内国有林の所有権確認訴訟事件についての地裁から最高裁判所判決までの対応に係る全ての文書」が含まれていることから、本件対象文書は、村名が具体的に明記された特定村内の国有林の所有権について、地方裁判所から最高裁判所まで争われた事件に関するものであることは明らかである。

そして、本件対象文書には、訴訟Ⅰ及び訴訟Ⅱの事件名、係属した各裁判所の名称、一方当事者が国であること、当事者の主張内容の一部等が記載されているところ、これらの部分については、原処分で既に開示されている。

そうすると、訴訟Ⅰの各判決に係る判決言渡等の年月日（本件不開示部分 2）並びに訴訟Ⅰ及び訴訟Ⅱにおいて所有権が争われている特定村内国有林等の所在地に関する情報（本件不開示部分 3 及び 4）については、それぞれを個別に公にするだけでも、上記の原処分で既に開示されている情報と組み合わせることによって、訴訟当事者である訴訟Ⅱ原告が特定される可能性がないとはいえず、訴訟Ⅱ原告が訴訟Ⅰで敗訴したなどといった情報が知られることでその権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、法6条2項の部分開示はできない。

（5）以上のことから、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定については、林野庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべき

とする部分は同条1号に該当すると認められるので、同条6号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子